



廃リ第457号
平成28年2月15日
(廃棄物・リサイクル対策課扱い)

一般社団法人鹿児島県産業廃棄物協会 会長 様

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長



公共工事完成書類に添付するマニフェストについて (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度については、平成5年に法制度化されて以来20年以上経過しており、関係機関及び産業廃棄物処理業界において一定程度の定着が認められるところです。

制度浸透等を目的として、制度開始当初から公共工事完成書類には、元請業者が有する全てのマニフェスト票を添付するよう指導してきたところですが、上記状況を勘案し、今後は下記の取扱いを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、貴協会会員の皆様へ周知していただきますよう併せてよろしくお願いいたします。

記

1 公共工事完成書類に添付するマニフェスト E票

※ なお、公共工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請業者で保管する最新の票の写しを添付させることとする。

ただし、この場合においても、事後に元請業者にE票が返送され次第、E票については提出を求めることとする。

2 運用開始日 平成28年4月1日

連絡先

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物係 泉, 結城
Tel 099-286-2596
Fax 099-286-5545